

## 門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和5年2月7日（火）午前10時00分～午前10時37分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 議 長 寺内 隆史
- 4 署名委員  
9番：橋中 信廣 委員 1番：淺田 幸次 委員
- 5 出席委員（8名）  
1番：淺田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員  
4番：巽 茂樹 委員 6番：寺内 隆史 委員 7番：中野 利佑 委員  
8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員
- 6 欠席委員（1名）  
5番：田原 喜信 委員
- 7 職務のため出席した者  
局次長：吉田 武史  
主任：谷本 大輔  
係員：河坂 章志
- 8 議案・報告等  
議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【署名】

議長

寺内 隆史

署名委員

橋中 信廣

署名委員

渡辺 幸次

令和5年2月7日（火）午前10時00分～午前10時37分

## 農業委員会議事録

会長	ただ今から令和5年第2回農業委員会総会を開催いたします。本日の委員会は、9名中8名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、 9番：橋中 信廣 委員 1番：淺田 幸次 委員 にお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。それでは事務局説明願います。
事務局	はい。相続税の納税猶予を受けようとする相続人から「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の証明願が提出されましたので、ご審議をお願いいたします。 申請の内容につきましては、議案第2号の議案書をご覧ください。場所につきましては、添付書類7ページを、土地の状況につきましては添付書類25ページをご覧ください。現地調査は農業委員会より中道委員、事務局より濱岡、河坂で行いました。本件につきましては、被相続人が当該農地にて生前農業を営んでおり、かつ相続人が当該農地にてすでに農業経営を開始し、今後も引き続き農業経営を行うと見込まれますので、相続税の納税猶予の適格者と考えられます。以上でございます。
会長	はい。ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。
	はい。淺田委員。
淺田委員	納税猶予の適格者証明について審議しているわけなんですが、これ相続されたのが4年3月17日、たしかあれ10ヶ月以内に相続税の申告期限。だからそれ以前に、申告きっとないと納税猶予受けられないと思うんですけど、10ヶ月以内にね。期限内に。
事務局	はい。

浅田委員	適格者証明受けているのが今でしょ、あの審議しているのが。
事務局	これにつきましては、窓口に申請にこられた時に確認させていただいています。10ヶ月なんんですけど、審議は2月7日になるんですけど、その時には既に過ぎてしまっていますよと言ったところですね、先方さんからですね、税務署に確認をしてその辺は受付した日、農業委員会に提出した日をもって10ヶ月以内であれば認めますよという風な形でお話を受けました、なので提出させてもらいますという風なことで受付しまして、当日ですね、その後に私の方で税務署に確認しまして、それで大丈夫かというところでしたので、受理するという形で受け付けたものでございます。
浅田委員	そやから、受理は受理。
事務局	はい。
浅田委員	申請はね。農業委員会で審議するのは、要するに10ヶ月過ぎてからでも大丈夫。
事務局	その届出が10ヶ月以内でしたら、審議如何の結果が、その承認という形であれば納税猶予させてもらいますよという形で回答を受けています。税務署の方から。
浅田委員	だから、承認は後でも10ヶ月以内として納税猶予は認めますよという税務署の返答なんですね。
事務局	今回の件につきましては、そのとおりです。
浅田委員	まあだいたい10ヶ月ぎりぎりに申告されるんで、こういう風な形で出るんだと思うんですけど、10ヶ月以内に申請されたら納税猶予は、税務署の方は認めると。後で事後認証されても認めるということなんですね。
事務局	実際のところはですね、申請者様がですね、事前に税理士さんと税務署とお話をされていて、この案件についてはということであったので、全てが全てこれに該当するとは考えておりません。実際、浅田委員がおっしゃっているように本来であれば10ヶ月以内に審議も終えて承認というのが正当な期限かなと

	は思っているんですけども、そのような形で税務署の方が判断されたというところで、受理を受けたというところです。
会長	ありがとうございます。
中道委員	はい。
会長	中道委員どうぞ。
中道委員	中道です。あの、適格者証明書事後承認ながらきっちり見ると所は見なあかんと思うんです。その上で、遡って、いこうとなりますので、今回の適格者証明書、色々あの添付書類付けていただいていると思うんですけども、その我々として見るべきポイントは。その、明細書とか色々あると思うんですけども、まずポイントとなるちゅうのはどこなんですか。
事務局	一番はですね、その農地が実際に農地として使われているかというところが一つ大きな判断になるというところと、もう一つはその方が相続人かどうか、その2点になります。その中で、先ほど言った遺産分割協議書であったりとかというところの確認と、農地の確認ですね。本来、本来と言いますか、遺産分割協議と登記さえ済んでおれば全部事項証明書、相続人様を照会できるんですけども、この人がそうだと。今回の場合は、登記がまだ備わってなかったというところで、相続人の確認のために遺産分割協議書であったりとか、登記簿から人の流れを確認させてもらいました。大きくは、農地であるかということと、相続人が的確であるかということになります。
中道委員	その2点なんですね。
事務局	はい。
会長	ごめんなさい、事務局。ということは、事前に農地の名義変更をしておれば、この遺産分割協議書はいらない。
事務局	確認さえできればいらないです。
会長	そういうことですね。

事務局	はい。
会長	それがまだなされていないから、遺産分割協議書をもってその人が取得するというところの証が必要やというところなんですね。
事務局	そうです。そういうことになります。
会長	了解。
中道委員	参考に、実際やったことがある者の感触として、やはり遺産分割というものをきっちり書面で表さないと登記は移せなかつた。つまり、登記が先にあって遺産分割ができるのではなくて、遺産分割どうしようかということをきちつと相続人が、その書類を整えて、これに基づいて登記を行いますということがほとんどです。
木原委員	登記はそうです。
会長	それがあつての登記ですからね。
木原委員	登記ができているということは、遺産分割協議書がチェックされているということなので、それがあれば我々は遺産分割協議書は見なくていいっていうことなのかな。
中道委員	ですから、その登記簿が出てきたらいいんですけど、きっとそういう状態にはならないんでしょう。ま、その上でどうするかを考えないといけない。
会長	遺産分割協議書ができてからの、当然のその色々な手続きいう形になってくるかと思います。中道委員が言っているところが、僕もちょっといまいち理解できていないんですけども。登記するにも、相続人で話し合った中で、この遺産分割協議書というものを確定させるものなので、それをもって登記をすると。だから、適格者証明書を受理してもらうがために、その段階で登記が完了しているのか、していないかというだけのところかと思います。
木原委員	今回は遺産分割協議書の日付がこの申請直前なので、多分この

---

	ために作ったくらいのものなのなのかもしれませんないです。
会長	相当時間がかかるることは見えると思うんです。
木原委員	財産多いので。
会長	そうですね、時間かかると思います。 他に何かご質問等ございませんでしょうか。 中道委員、それで大丈夫でしょうか。
中道委員	はい。
会長	それでは、採決に入りたいと思います。議案第2号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<b>【委員挙手】</b>	
会長	はい、ありがとうございます。全会一致で、議案第2号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、議案のとおり許可することいたします。ありがとうございました。 それでは次に移ります。
	次からは報告関係になりますが、報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出」についてです。それでは、事務局説明をお願いいたします。
事務局	はい。本件は、相続に伴う農地の所有権取得につき、農地法第3条の3の規定による届出がありましたので、会長専決により受理いたしました。 届出内容につきましては、報告第1号の議案書をご覧ください。届出書につきましては、添付資料29ページでございます。 場所及び土地の状況につきましては先の議案第2号と同様でございます。以上でございます。
会長	はい、ありがとうございました。何かご質問等ございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 では、次に移りたいと思います。

---

	報告第2号、「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてです。事務局の方よろしくお願ひします。
事務局	<p>はい。本件は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、報告第2号の議案書をご覧ください。地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料30ページから45ページでございます。当該届出地は、添付資料43ページの地図のとおりに位置しております。</p> <p>届出の内容は、所有権の移転であり、転用目的は駐車場となっております。</p> <p>現地調査は、農業委員会から中野委員、事務局から河坂、濱岡で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。説明は以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。 何かご質問等ございませんでしょうか。</p>
中道委員	はい。
会長	はい。中道委員。
中道委員	中道です。あのすごく単純な質問なんですけど、41ページの整備計画図を見ると、四角のところが駐車区画かなと思います。全面的に碎石を敷くということでもなく、何割かに碎石を敷いて、矢印方向はきっとこれならかなう勾配になっている、そういうつくりになってるんかなと思います。この駐車場の方が上になるという傾斜になっているのかなと。我々として見なあかんポイントは、きっとこの34ページの資料にある隣接耕作者の方に影響がないかどうかという点やと思うんです。苗字から判断すると身内の方かなということも思えるんですけども、我々としてはそういうことは関係なしに見なあきませんので、この整備計画図を見る限り、この転用にあたって隣接耕作者の人に影響が無いのかどうかという判断はどういう

	ことに基づいて判断されたのかなと思うんですが、33 ページに万一被害があった場合は責任を持って対処しますという風に譲受人さんはおしゃってますけども、その点どう判断されたのかなということを教えていただきたい。あの質問自体は単純やと思うんです。
事務局	まずもって、隣接耕作者さんは関係者だという風に聞いているんですが、当然のことながら署名を自署でいただくという形において、しっかりと説明を受けているものと思われます。それでなければ、サインをしないと思いますので、このような形で判断しております。
中道委員	了解です。
会長	これね、43 ページの地図のね、今回の申請分というのはどこからどこまで。これ先度確認した時、段階を踏んで開発していくという風に聞きましたが、今回は 1,106 m <sup>2</sup> ですよね。地番が 218 番 4。ちょっとこれでは分かりにくい。
事務局	今回ですね、218 番 4 というところになっておりまして、あとすみません、マーカーが。
会長	その隣が 218 番 5。
事務局	上が 218 番 6 になります。
会長	この地権者、全て同じ方ということで良いんですね。
事務局	218 番 5 は同じ方になってまして。
会長	左隣、図面から言うたら左隣の。
事務局	北側ですね、218 番 6 が今回の申請と同じ方になりまして、218 番 5 が隣接の耕作者さん。
会長	41 ページの田んぼのマークしているのは、今回の 1,106 の中に含まれている、含まれていない。

事務局	41 ページの。
会長	その畳のマーク、これが全てこの 1,106 に含まれているということ。
事務局	そうですね。
中道委員	資料の 39 ページに土地の地番入っていますけども、これを見ていいんですか。
事務局	これの 218 番 4 という部分です。
会長	41 ページに載っているのがそういうことですか。
事務局	そうです。
会長	だから今回は 1,106 の内の 41 ページの、中道委員が言った矢印で引っ張っているここまでを今回するということですね。その後、段階踏んでやっていくと。注意しておくのは今回よりも次の時。左の長方形で残っている部分、これも何か。その時は書類は何も提出しなくていいんですか。今回、これで通してしまえば。
橋中委員	ちょっとよろしいですか。
会長	はい。
橋中委員	橋中です。今回ですね、農地転用の面積関係とか、開発許可かかる案件やと思うんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。
事務局	4 条、5 条の届出につきましては、農業委員会求めていなくてですね。
橋中委員	そうではなくてですね、開発許可の方がまわって、その指導で農地転用という指導があったかどうか。
事務局	それはないですね。

橋中委員	わかりました。それだけです。逆に言えば、許可せざるを得ない関係ですよね。
事務局	そうですね。実際、届出が出て、受け取らないという理由がないので、許可せざるを得ないと思います。
橋中委員	そうですよね。
中道委員	実態として 33 ページのところに転用計画、開発許可を要しない転用行為という形で申請があがってきてているという点と、それと先ほど事務局から説明があった 34 ページ、隣接耕作者の方がきちんと影響を認識した上で自署いただいているという点、それと 3 点目にこの譲受人が責任を持って対応するという風に、33 ページで書いていただいている、その 3 つを持ってそれはその通りなのかなと思います。
橋中委員	これ盛土しますよね、写真で見る限りでは。今たぶん下がってますよね。だから、これ開発を要しないでは誤りではないですか。
木原委員	この欄はあれでしょ、様式ですね。33 ページの開発許可を要しない転用行為にあっては該当号を書きなさいという欄ですよね。
橋中委員	これ案件としては要しますよね。
巽委員	巽です。今回、218 番 4 ですよね。5 は関係ないですよね。39 ページと 41 ページの図を見ると、これが 218 番 4 ですか。5 は入っていないんですね。何か縮尺が変な。5 と 4 の一部が農地で残るということですね。その横が倉庫ですね。隣接者は北側でしょ。5 が隣接。これ何か幅があわんで。
会長	図面が、それもあって確認したんです。
巽委員	何か変やで。
橋中委員	東側の転用済みと書いてある部分を含んでるんじゃないですか。

翼委員	41 ページが。
木原委員	上の畑で残す部分切っているかもしれないですね。
翼委員	4 の内の南半分という理解ですか。北側でちょっと残ってるんかな。
中道委員	今、橋中委員おしゃったこの 41 ページの図面でいう右側の縦長、縦列駐車みたいに並んでいる所が、42 ページの写真で言うと右側の盛土してある部分ですよね。
翼委員	もう既に入口なっている部分か。
中道委員	ここは、別の方が農地転用出てますね。
事務局	はい、出てますね。
会長	他にございませんか。 はい、ありがとうございました。本日の議題は以上でござります。委員会はこれにて終了いたします。ありがとうございました。